

○ 子ども・子育て支援法施行令

(平成二十六年六月十三日)

(政令第二百十三号)

改正 平成二六年七月九日政令第二五二号

同二六年九月二五日同第三一三号

同二六年十一月二日同第三五七号

同二七年三月三一日同第一六六号

同二七年八月二八日同第三〇三号

同二七年九月三〇日同第三四二号

同二八年三月三一日同第一八六号

子ども・子育て支援法施行令をここに公布する。

子ども・子育て支援法施行令

内閣は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第二十条第三項(同法第二十三条第三項及び第五項において準用する場合を含む。)、第二十三条第三項及び第五項、第二十四条第一項第三号、第二十八条第四項、第三十条第四項、第三十二条第二項、第四十条第一項第八号及び第二項、第四十四条第二項、第五十二条第一項第八号及び第十号並びに第二項並びに第五十八条第一項並びに附則第六条第三項、第五項及び第八項並びに第十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条から第三条 略

(法第二十七条第三項第二号の政令で定める額)

**第四条** 教育認定子ども(法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する法第二十条第四項に規定する支給認定子ども(以下「支給認定子ども」という。)をいう。以下同じ。)に係る支給認定保護者(同項に規定する支給認定保護者をいう。以下同じ。)についての法第二十七条第三項第二号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定教育・保育(同条第一項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。)に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額

のいずれか低い額とする。

- 一 次号から第五号までに掲げる者以外の支給認定保護者 二万五千七百元
  - 二 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月の属する年度(特定教育・保育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割(同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)の額(同法附則第五条の四第六項その他の内閣府令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。)を合算した額(次号において「市町村民税所得割合算額」という。)が二十一万二千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者(次号から第五号までに掲げる者を除く。) 二万五百円
  - 三 市町村民税所得割合算額が七万七千一百一円未満である場合における支給認定保護者(次号及び第五号に掲げる者を除く。) 一万六千円
  - 四 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月の属する年度(特定教育・保育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割を課されない者(市町村(特別区を含む。以下同じ。)の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該支給認定保護者又は養育里親等(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第六条の四第二項に規定する養育里親又は同法第七条第一項に規定する児童福祉施設(乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に限る。)の長をいう。以下同じ。)である支給認定保護者(次号に掲げる者を除く。) 三千円
  - 五 特定教育・保育のあった月において被保護者(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。)である支給認定保護者 零
- 2 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども(以下「満三歳以上保育認定子ども」という。)のうち、満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日ま

での間にあるもの以外のものに係る支給認定保護者についての法第二十七条第三項第二号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定教育・保育に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

- 一 次号から第八号までに掲げる者以外の支給認定保護者 十万千円(法第二十条第三項に規定する保育必要量が少ない者として内閣府令で定める支給認定保護者(以下「短時間認定保護者」という。)にあつては、九万九千四百円)
- 二 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者について特定教育・保育のあった月の属する年度(特定教育・保育のあった月が四月から八月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額(以下この項において「市町村民税所得割合算額」という。)が三十九万七千円未満である場合における当該支給認定保護者(次号から第八号までに掲げる者を除く。) 七万七千円(短時間認定保護者にあつては、七万五千八百円)
- 三 市町村民税所得割合算額が三十万千円未満である場合における支給認定保護者(次号から第八号までに掲げる者を除く。) 五万八千円(短時間認定保護者にあつては、五万七千円)
- 四 市町村民税所得割合算額が十六万九千円未満である場合における支給認定保護者(次号から第八号までに掲げる者を除く。) 四万五千五百円(短時間認定保護者にあつては、四万九百円)
- 五 市町村民税所得割合算額が九万七千円未満である場合における支給認定保護者(次号から第八号までに掲げる者を除く。) 二万七千円(短時間認定保護者にあつては、二万六千六百円)
- 六 市町村民税所得割合算額が四万八千六百円未満である場合における支給認定保護者(次号及び第八号に掲げる者を除く。) 一万六千五百円(短時間認定保護者にあつては、一万六千三百円)
- 七 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月の属する年度(特定教育・保育のあった月が四月から八月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法第三百二十八条の規定によつて課する所

得割を除く。)を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該支給認定保護者(次号に掲げる者を除く。) 六千円

八 特定教育・保育のあった月において被保護者である支給認定保護者又は児童福祉法第六条の四第一項に規定する里親(以下単に「里親」という。)である支給認定保護者 零

3 特定満三歳以上保育認定子ども(満三歳以上保育認定子どものうち、満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるものをいう。以下同じ。)及び満三歳未満保育認定子ども(法第二十九条第一項に規定する満三歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。)に係る支給認定保護者についての法第二十七条第三項第二号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定教育・保育に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

一 前項第一号に掲げる支給認定保護者 十万四千元(短時間認定保護者にあつては、十万二千四百円)

二 前項第二号に掲げる支給認定保護者 八万円(短時間認定保護者にあつては、七万八千八百円)

三 前項第三号に掲げる支給認定保護者 六万千元(短時間認定保護者にあつては、六万六千円)

四 前項第四号に掲げる支給認定保護者 四万四千五百円(短時間認定保護者にあつては、四万三千九百円)

五 前項第五号に掲げる支給認定保護者 三万円(短時間認定保護者にあつては、二万九千六百円)

六 前項第六号に掲げる支給認定保護者 一万九千五百円(短時間認定保護者にあつては、一万九千三百円)

七 前項第七号に掲げる支給認定保護者 九千円

八 前項第八号に掲げる支給認定保護者 零

4 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月において要保護者等(要保護者(生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう。))その

他内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。)に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前三項の規定の適用については、第一項第三号中「一万六千円」とあるのは「七千五百五十円」と、同項第四号中「三千円」とあるのは「零」と、第二項第五号中「二万六千六百円」とあるのは「二万六千六百円)。ただし、市町村民税所得割合算額が七万七千一百円未満である場合にあつては、一万三千五百円(短時間認定保護者にあつては、一万三千三百円)とする。」と、同項第六号中「一万六千五百円」とあるのは「七千七百五十円」と、「一万六千三百円」とあるのは「七千六百五十円」と、同項第七号中「六千円」とあるのは「零」と、前項第五号中「二万九千六百円」とあるのは「二万九千六百円)。ただし、次項の規定により読み替えて適用する同号ただし書に規定する場合にあつては、一万五千円(短時間認定保護者にあつては、一万四千八百円)とする。」と、同項第六号中「一万九千五百円」とあるのは「九千二百五十円」と、「一万九千三百円」とあるのは「九千五百円」と、同項第七号中「九千円」とあるのは「零」とする。

(平二七政一六六・追加、平二八政一八六・一部改正)

第五条以降 略